

入札公告(管)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年7月22日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

1 工事概要

- (1) 工事名 : 大潟南6・7号宿舍水道メーター交換工事
- (2) 工事場所: 長崎県佐世保市大潟町678 陸上自衛隊相浦駐屯地 各宿舍
- (3) 工事内容: 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(水道施設)
水道施設工事 1式
- (4) 工期 : 令和9年3月31日(水)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表に示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
管	C
水道施設	C

- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
- なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
- また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
 ア 本工事の施工に必要な資格を有する監理技術者等を配置すること。
 イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)
 なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第363会計隊が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678 陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊 契約班 担当 清野、魚住 TEL 0956-47-2166(内線2342) FAX 0956-34-1177(直通) Mail 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

②仕様書に関する問い合わせ先
〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678 陸上自衛隊相浦駐屯地 業務隊管理科 担当 永田 TEL 0956-47-2166(内線2377)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和8年7月23日(木) から 令和8年8月4日(火) まで
 (行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 現場説明会

統一して実施しない。ただし、希望する者は個別に第3項(1)②に示す者と日時を調整し、細部内容を確認する。

(4) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限: 令和8年8月4日(火) 午前12時00分まで
 イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(5) 入札書の受領期限等

ア 受領期限: 令和8年9月3日(木)
 イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
 ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 : 令和8年9月4日(金) 午前10時00分
 イ 場所 : 相浦駐屯地会計隊入札室

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金:免除
- (3) 契約保証金 納付
実施要領は、契約締結後別に示す。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書作成の要否 :要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口: 上記3(1)①に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (14) 8月8日(土)から8月16日(日)の間は夏期休暇のため対応できないので、当該時期以外で問い合わせること。
- (15) 詳細は、入札説明書による。

仕 様 書

- 1 工事件名：大潟南 6・7 号宿舍水道メーター交換工事
- 2 工事場所：長崎県佐世保市大潟町 6 7 8 番地 陸上自衛隊相浦駐屯地大潟南 6・7 号宿舍
- 3 工事概要：量水器撤去、水道局貸与品に取替（6 号宿舍 4 1 個、7 号宿舍 4 1 個）。

関連配管等撤去、新設工事。

4 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 工事実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (3) 工事実施に際し、本仕様書等に明記なき事項であっても、技術上当然必要と考えられる事項については、請負者の負担において実施すること。
- (4) 工事実施時期は、事前に監督官と調整すること。
- (5) 工事実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させるとともに作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (6) 本工事に必要な電気・水については官給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクを搬入するものとする。
- (7) 本工事の写真は、作業前・作業中・作業後・監督官に指示する箇所を撮影する他、作業後隠蔽する部分は撮影を実施し A 4 版工事写真帳に整理し 1 部提出すること。
- (8) 本工事により生じた発生材のうち、監督官が指示する物については指定場所へ搬入し、所定の調書を添えて官側に引き継ぐものとする。その他の発生材については請負者の責任において搬出、関係法令等に従い適正に処分すること。
- (9) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。
- (10) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (11) 新たに取り付ける水道メーターは佐世保市貸与品とする。

5 特記事項

- (1) 本工事に関して、必要となる水道局等への書類提出及び手続きは請負業者が実施するものとする。
- (2) 本工事の施工は、佐世保市水道局工事指定業者とし、佐世保市水道局給水装置施工基準に基づいて実施するものとする。
- (3) 本工事に関して、撤去・新設部品の内容は以下表のとおりとする。

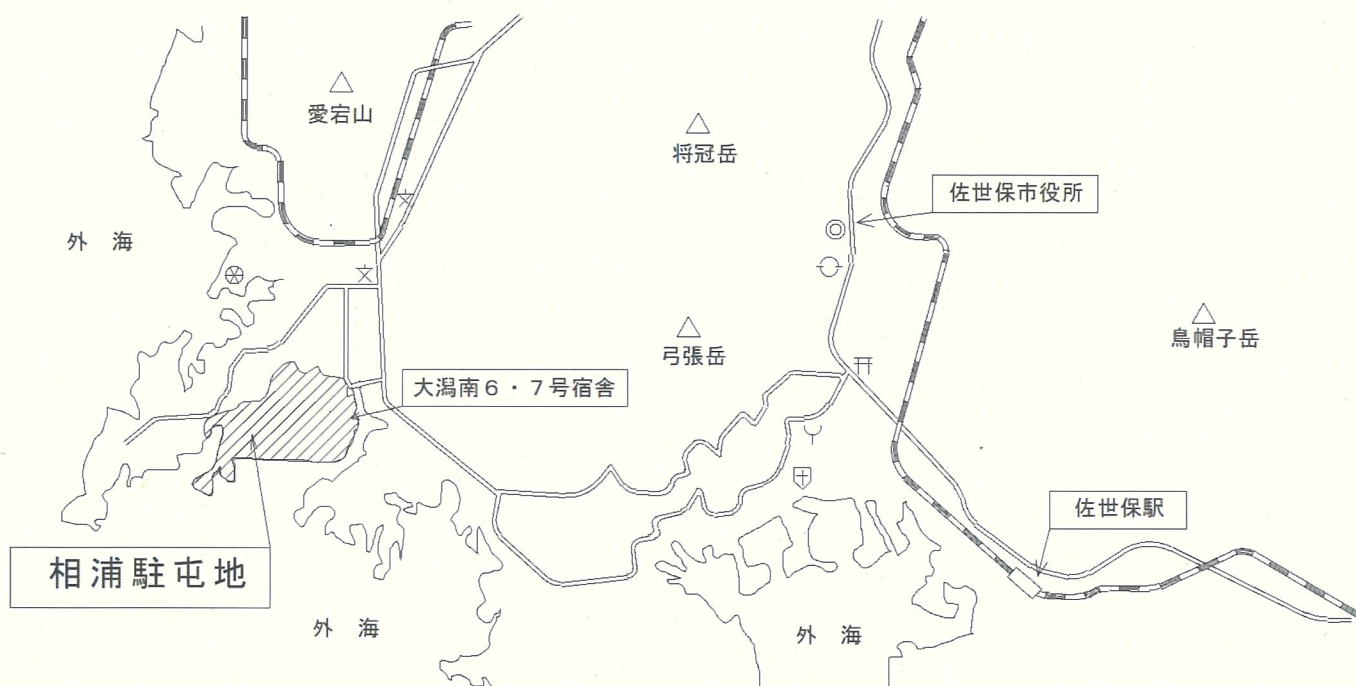
		材料名	数量
撤去	6号宿舎	水道メーター20A（リモート式）	41個
		止水栓20A	82個
		配管20A	21.5m
		配管32A	4.6m
		エルボ20A	60個
		エルボ32A	20個
		チーズ32A	21個
		保温材グラスウール20mm厚 外装アルミガラスクロステープ	20A部31.9m・32A部4.6m
	7号宿舎	水道メーター20A（リモート式）	41個
		止水栓20A	82個
		配管20A	21.5m
		配管32A	2.6m
		エルボ20A	40個
		エルボ32A	10個
		チーズ32A	11個
		保温材グラスウール20mm厚 外装アルミガラスクロステープ	20A部32.9m・32A部2.6m
新設	6号宿舎	水道メーター20A（佐世保市貸与品）	41個
		伸縮付きボール止水栓用継手20A	41個
		伸縮付ボール止水栓20A	41個
		メーター用伸縮継手20A	41個
		止水栓20A	41個
		逆止弁20A	41個
		配管20A	25.2m
		エルボ20A	83個
		チーズ32A	21個
		保温材グラスウール20mm厚 外装アルミガラスクロステープ	43.6m
	7号宿舎	水道メーター20A（佐世保市貸与品）	41個
		伸縮付きボール止水栓用継手20A	41個
		伸縮付ボール止水栓20A	41個
		メーター用伸縮接手20A	41個
		止水栓20A	41個
		逆止弁20A	41個
		配管20A	21.2m
		エルボ20A	43個
		チーズ32A	11個
		保温材グラスウール20mm厚 外装アルミガラスクロステープ	39.6m

6 検 査

竣工後、必要書類の提出および検査官による竣工検査をもって検査合格とする。

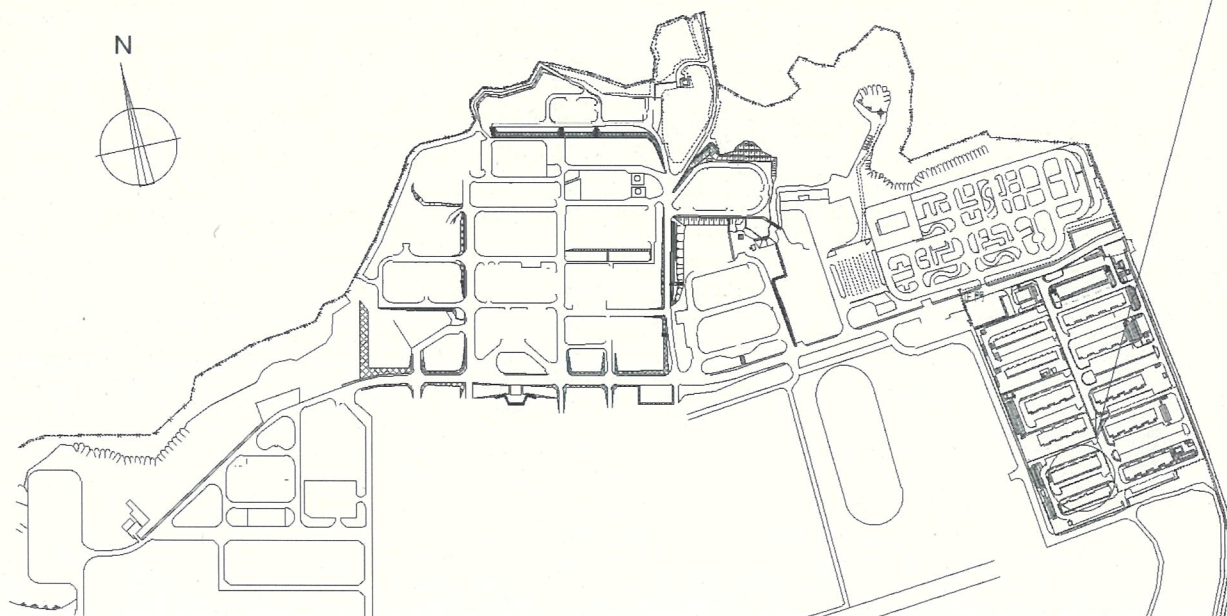
7 提出書類

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 工程表 | 1 部（契約後すみやかに） |
| (2) 工事打合簿、工事日誌 | 1 部（その都度） |
| (3) 材料検査簿 | 1 部（材料搬入時） |
| (4) 使用材料承認願及び承認図等 | 1 部（すみやかに） |
| (5) 現場代理人等指名変更通知書 | 1 部（すみやかに） |
| (6) 作業写真 | 2 部（工事完了後すみやかに） |
| (7) 工事内訳明細書 | 1 部（契約後すみやかに） |
| (8) 発生材引渡書 | 1 部（必要時のみ、引渡時） |
| (9) 各種報告書、試験成績書等 | 1 部（工事完了後すみやかに） |
| (10) その他指示された書類（その都度） | |



案内図 S=1:X

施工場所 大潟南6・7号宿舎

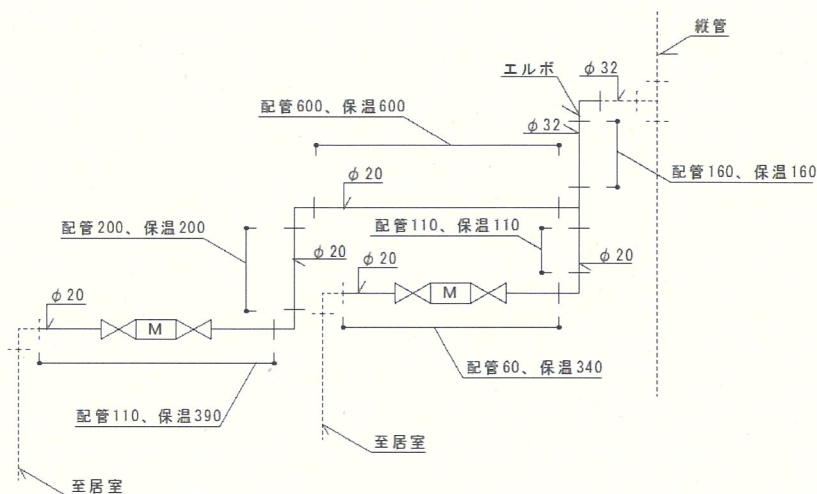


配置図 S=1:X

凡例

- 既設 配管・継手
 ———— 撤去 配管・継手
 ⊗ 撤去 止水栓 20A
 [M] 撤去 水道メーター 20A

Aパイプシャフト内撤去部品・数量	
水道メーター 20A	2個
止水栓 20A	4個
配管 20A	1.1m
配管 32A	0.2m
エルボ 20A	3個
エルボ 32A	1個
チーズ 32A	1個
保温材グラスウール 20mm厚	20A部 1.6m
外装アルミガラスクロステープ	32A部 0.2m



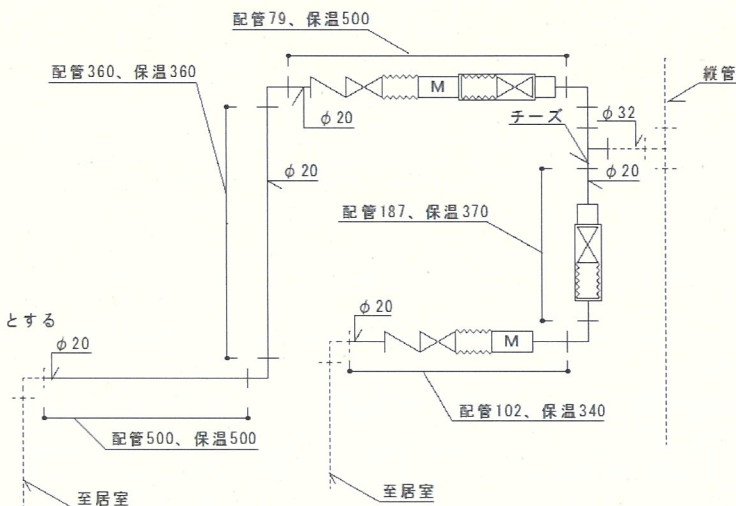
Aパイプシャフト内施工前

凡例

- 既設 配管・継手
 ———— 新設 配管・継手
 □ 新設 伸縮付きボール止水栓用継手 20A
 ⊗ 新設 伸縮付きボール止水栓 20A
 ⊗ 新設 止水栓 20A
 [M] 新設 水道メーター 20A
 ▽ 新設 逆止弁 20A
 ≡ 新設 伸縮継手 20A

※新設配管はすべて塩化ビニールライニング鋼管（VB）とする

Aパイプシャフト内新設部品・数量	
水道メーター 20A	2個
伸縮付ボール止水栓用継手 20A	2個
伸縮付きボール止水栓 20A	2個
メーター用伸縮継手 20A	2個
止水栓 20A	2個
逆止弁 20A	2個
配管 20A	1.2m
エルボ 20A	4個
チーズ 32A	1個
保温材グラスウール 20mm厚	2.1m
外装アルミガラスクロステープ	



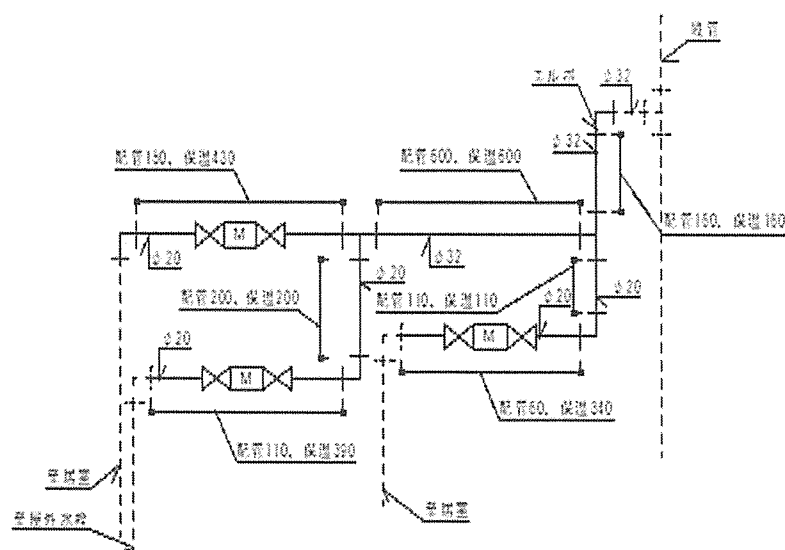
Aパイプシャフト内施工後

※配管工事の際には保温材（グラスウール 20mm厚 外装アルミガラスクロステープ）も撤去・新設するものとする。

凡例

- 既存 配管・継手
- 新設 配管・継手
- ⊗ 新設 止水栓 20A
- M 新設 水道メーター 20A

Bハイブシャフト内既設部品・数量	
水道メーター 20A	3 個
止水栓 20A	6 個
配管 20A	0.6m
配管 32A	0.8m
エルボ 20A	3 個
エルボ 32A	1 個
チーゾ 32A	2 個
保温材グラスウール 20mm厚	20A部 1.5m
外装アルミガラスクロステープ	32A部 0.8m



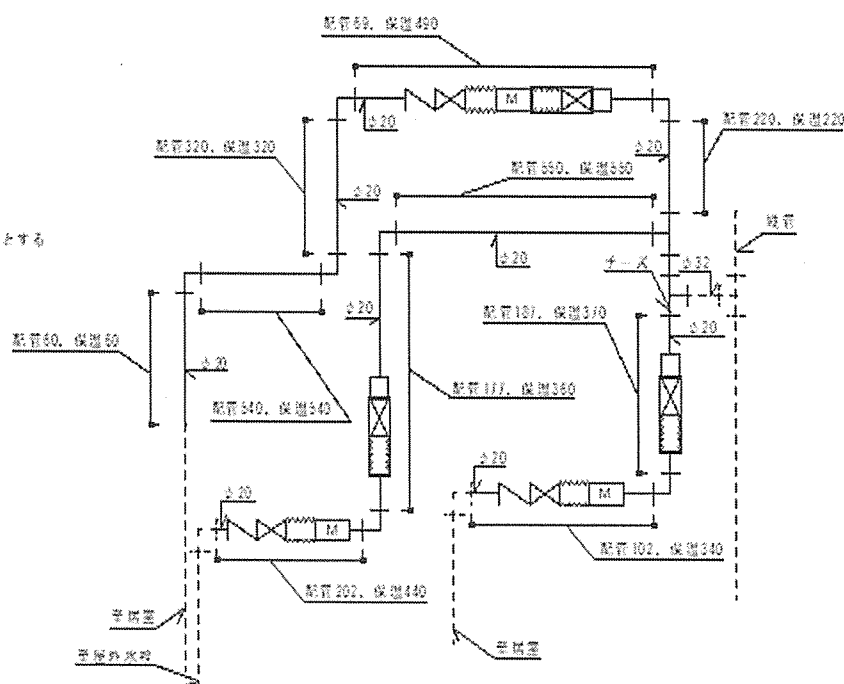
Bハイブシャフト内既設工前

凡例

- 既存 配管・継手
- 新設 配管・継手
- 新設 伸縮付ボール止水栓用継手 20A
- ⊗ 新設 伸縮付ボール止水栓 20A
- ⊗ 新設 止水栓 20A
- M 新設 水道メーター 20A
- Z 新設 逆止弁 20A
- ⊗ 新設 伸縮継手 20A

※新設配管はすべて塩化ビニールライニング鋼管（V65）とする

Bハイブシャフト内新設部品・数量	
水道メーター 20A	3 個
伸縮付ボール止水栓用継手 20A	3 個
伸縮付ボール止水栓 20A	3 個
メーター用伸縮継手 20A	3 個
止水栓 20A	3 個
逆止弁 20A	3 個
配管 20A	2.4m
エルボ 20A	7 個
チーゾ 32A	2 個
保温材グラスウール 20mm厚	3.7m
外装アルミガラスクロステープ	



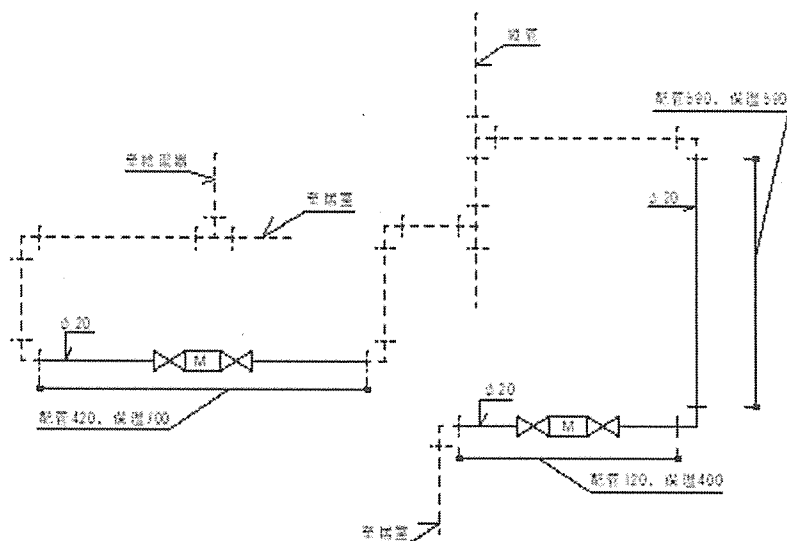
Bハイブシャフト内施工後

※配管工事の際には保温材（グラスウール 20mm厚 外装アルミガラスクロステープ）も撤去・新設するものとする。

凡例

- 既設 配管・継手
- 新設 配管・継手
- ⊗ 新設 止水栓 20 A
- M 新設 水道メーター 20 A

Cハイブシャフト内設部品・数量	
水道メーター 20 A	2 個
止水栓 20 A	4 個
配管 20 A	1. 1 m
エルボ 20 A	1 個
保温材グラスウール 20 mm 厚	20 A 部 1. 7 m
外装 アルミガラスクロステープ	



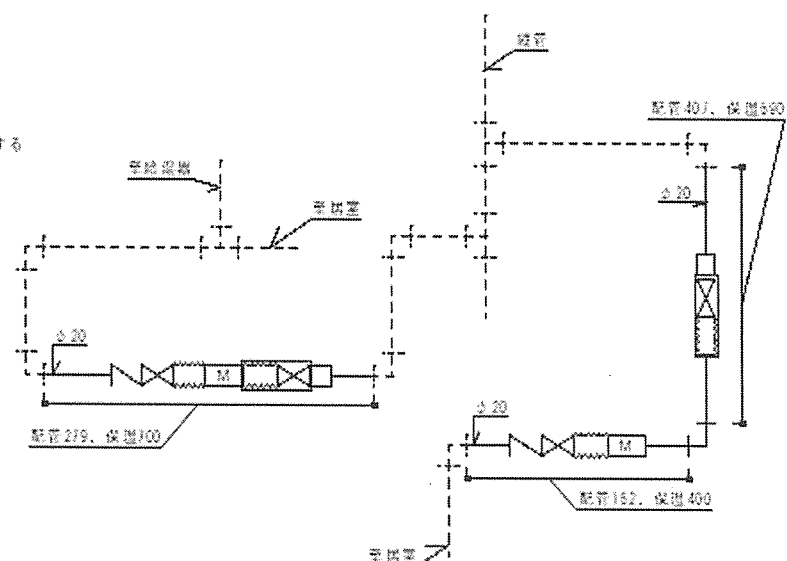
Cハイブシャフト内設工前

凡例

- 既設 配管・継手
- 新設 配管・継手
- 新設 伸縮付きボール止水栓用継手 20 A
- ⊗ 新設 伸縮付きボール止水栓 20 A
- ⊗ 新設 止水栓 20 A
- M 新設 水道メーター 20 A
- Z 新設 逆止弁 20 A
- ⊗ 新設 伸縮継手 20 A

※新設配管はすべて塩化ビニールライニング製管（Vレ）とする

Cハイブシャフト内設部品・数量	
水道メーター 20 A	2 個
伸縮付きボール止水栓用継手 20 A	2 個
伸縮付きボール止水栓 20 A	2 個
メーター用伸縮継手 20 A	2 個
止水栓 20 A	2 個
逆止弁 20 A	2 個
配管 20 A	0. 8 m
エルボ 20 A	1 個
保温材グラスウール 20 mm 厚	1. 7 m
外装 アルミガラスクロステープ	



Cハイブシャフト内設工後

※配管工事の際には保温材（グラスウール 20 mm 厚 外装アルミガラスクロステープ）も撤去・新設するものとする。

パイプシャフト位置図

6号宿舎

5階	501	A	502	503	A	504	505	A	506	507	A	508
4階	401	A	402	403	A	404	405	A	406	407	A	408
3階	301	A	302	303	A	304	305	A	306	307	A	308
2階	201	A	202	203	A	204	205	A	206	207	A	208
1階	101	A	102	103	A	104	105	A	106	107	B	108

7号宿舎

5階	501	C	502	503	C	504	505	A	506	507	A	508
4階	401	C	402	403	C	404	405	A	406	407	A	408
3階	301	C	302	303	C	304	305	A	306	307	A	308
2階	201	C	202	203	C	204	205	A	206	207	A	208
1階	101	C	102	103	C	104	105	A	106	107	B	108

令和 年 月 日

所 名 職 名	社 表 者	住 会 役 代
代表取締役社長	代表取締役社長	代表取締役社長

担当者
連絡先

金¥

(税抜)

内

訳

※ 当社(当団体)は、入札等参加者心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。
※ 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。